

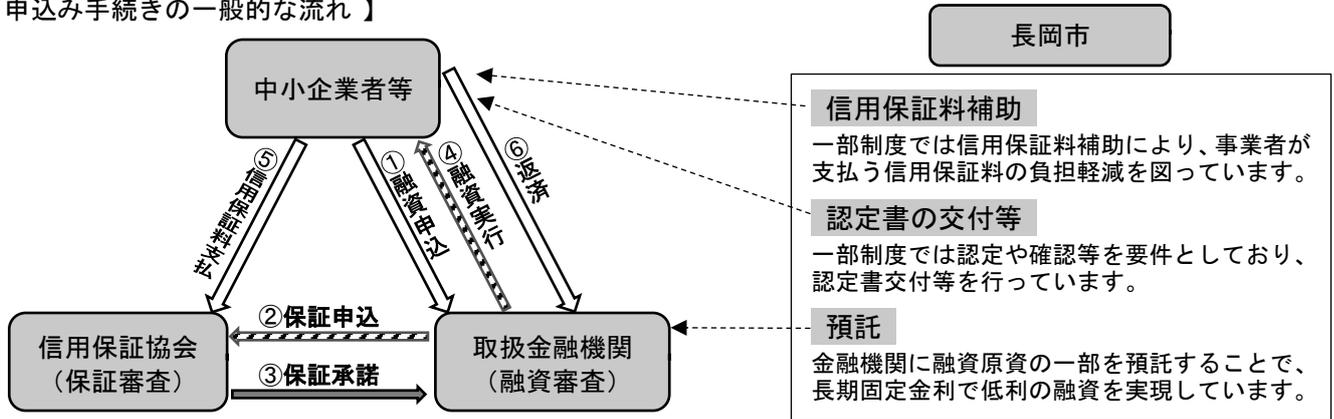
令和6年度 長岡市中小企業制度融資のご案内

金融のしおり

長岡市中小企業制度融資とは

長岡市中小企業制度融資は、長岡市が新潟県信用保証協会及び取扱金融機関と協調して行っている制度融資です。全制度で固定金利を利用でき、返済期間を長期に設定しています。また、一部制度では、長岡市が信用保証料の補助をしています。

【申込み手続きの一般的な流れ】



信用保証料を補助します

次の融資を信用保証付きでご利用の場合、信用保証料の一部又は全額を補助し、信用保証料の負担を軽減しています。※長岡市制度融資活用サポート補助金の補助対象は事業者が自己負担した信用保証料です。

融資種別	要件	補助割合	補助内容
長岡市地方創生特別融資起業創業貸付		100%	
長岡市小口零細企業保証制度資金	平常要件	90%	信用保証料全額相当分給付
	新型コロナウイルス感染症対応要件		
長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金			信用保証料全額相当分給付
新潟県セーフティネット資金 (新型感染症・物価高騰等対策伴走支援型資金(3)) ※借入申込は令和6年6月30日で終了しています。			信用保証料全額相当分給付 ※国・県の補助額を除く ※上限50万円
新潟県フロンティア企業支援資金(新技術・新事業等展開枠) ※融資のお申込み・お問い合わせは、新潟県が定める取扱金融機関へ			信用保証料2分の1相当分給付 ※上限50万円
新潟県セーフティネット資金(物価高騰等対策特別融資) ※融資のお申込み・お問い合わせは、新潟県が定める取扱金融機関へ			信用保証料3分の1相当分給付 ※県の補助額を除く ※上限15万円
新潟県事業再生資金 ※融資のお申込み・お問い合わせは、新潟県が定める取扱金融機関へ			信用保証料3分の1相当分給付 ※上限15万円
新潟県経営改善サポート資金 ※融資のお申込み・お問い合わせは、新潟県が定める取扱金融機関へ			信用保証料3分の1相当分給付 ※国の補助額を除く ※上限15万円

信用保証制度について

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。なお、信用保証を利用するには、別途信用保証料がかかります。

※信用保証を利用できない業種…農林漁業、金融・保険業の一部、宗教法人など

<信用保証制度についてのお問い合わせ>

新潟県信用保証協会 長岡支店 TEL 0258-35-5714

- ・融資の実行は、各取扱金融機関による融資審査や信用保証協会による保証審査で決定されます。融資のご相談やお申込みは各取扱金融機関へお願いします。
- ・融資申込時には納税証明書(市税の未納がない証明)等の提出が必要となります。
- ・融資申込のための認定は審査に3営業日(各支所では5営業日)程度要することがあります。※お急ぎの場合は事前にご相談ください。

令和6年度 長岡市中小企業制度融資取扱一覧表

(令和6年4月1日現在)

制度名		対象者	資金使途	融資限度額	貸付利率		返済期間	担保及び保証人	市への事前申請等 (セーフティネット保証等認定含む)	取扱期間	取扱金融期間	問合せ
長岡市 地方創生 特別融資	起業創業貸付 ※信用保証料100%補助	市内で事業を営もうとするもの又は市内で事業を開始した後5年未満の中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	5年以内 信用保証付 年1.25% その他は 年1.45%	5年超 信用保証付 年1.45% その他は 年1.65% (※2)	10年以内 (据置1年以内を含む)	取扱金融機関の定めるところによる	不要	随時 (常設)	※A	産業支援課
	経営改善貸付	平常要件 ※1企業3回まで利用可	次の(1)、(2)のいずれかに該当し、市内で事業を営む中小企業者 (1)最近3か月の平均売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの (2)中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当するもの	運転資金 設備資金 (借換も可)	3,000万円	信用保証付(責任共有外) 年1.55% 信用保証付(責任共有) 年1.65% その他は 年1.95%	9年以内 (据置2年以内を含む)		要			
		新型コロナウイルス感染症 対応要件 ※回数制限なし	市内で事業を営む中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当するもの	運転資金 (借換も可)	8,000万円	信用保証付(責任共有外) 年1.55% 信用保証付(責任共有) 年1.65% その他は 年1.95%	10年以内 (据置2年以内を含む)		不要	随時 (常設)		
	事業承継貸付	市内で事業を営む事業承継実施後3年以内の中小企業者	運転資金 設備資金	3,000万円	信用保証付 年1.45% その他は 年1.65%	10年以内 (据置1年以内を含む)	要					
長岡市中小企業経営支援 借換対応特別融資 ※1企業1回まで利用可		次の(1)、(2)のいずれかに該当し、市内で事業を営む中小企業者 (1)最近3か月の平均売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの (2)中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当するもの	借換資金(運転・設備資金を新たに加えることも可)	3,000万円	信用保証付(責任共有外) 年1.55% 信用保証付(責任共有) 年1.65%	9年以内 (据置2年以内を含む)	要	要				
長岡市中小企業 連鎖倒産防止対策資金 ※長岡市制度融資活用サポート補助金により、信用保証料100%相当分を給付		次の(1)、(2)のいずれかに該当し、市内で事業を営む中小企業者 (1)倒産企業に対し債権を50万円以上有しているもの (2)倒産企業との取引額が、原則として最近12か月間において20%以上あるもの	運転資金	3,000万円 (特認7,000万円)	年1.65%	9年以内 (据置2年以内を含む)	要	要				
長岡市 小口零細企業 保証制度資金	平常要件 ※信用保証料90%補助	市内で事業を営む小規模企業者 (新潟県信用保証協会の小口零細企業保証制度による信用保証付きとする。)	運転資金 設備資金	2,000万円 (ただし、保証協会の保証融資残高額が2,000万円以内)	5年以内信用保証付 年1.45% 5年超信用保証付 年1.65%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (据置1年以内を含む)	原則無担保とし、法人代表者を除き保証人は徴求しない	不要	令和7年 3月31日 まで			
	新型コロナウイルス感染症 対応要件 ※長岡市制度融資活用サポート補助金により、信用保証料100%相当分を給付	市内で事業を営む小規模企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当するもの (新潟県信用保証協会の小口零細企業保証制度による信用保証付きとする。)			5年以内信用保証付 年1.45% 5年超7年以内信用保証付 年1.65% 7年超10年以内信用保証付 年1.85%	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)		要				
長岡市工場等立地促進資金		対象地域で工場等を建設又は購入するもので、用地の規模が1,000㎡以上で、用地の売買契約の日から3年以内に工場等の操業を開始するもの	工場等用地 購入資金 工場等建設 購入資金	・工場等用地購入費用の2/3 ・工場等建設・購入費用の2/3 (2億円限度)	年1.65%	10年以内 (据置2年以内を含む)	取扱金融機関の定めるところによる	随時 (常設)	産業立地・人材課			

※A 第四北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、りそな銀行、富山第一銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合及び商工組合中央金庫の市内本支店並びに一部市外店(※1)

※1 一部市外店は、第四北越銀行：見附支店、今町支店、分水支店、分水中央支店、見附中央支店、今町中央支店、出雲崎支店、片貝支店、小千谷支店、小出支店 大光銀行：見附支店、小千谷支店、吉田支店 長岡信用金庫：見附支店、小千谷支店
新潟県信用組合：小千谷支店、見附支店 新潟大栄信用組合：本店 とします。

※2 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の提出者については、それぞれ定める利率から0.3%の範囲内で引き下げた貸付利率を適用できます。(別途、金融機関の金利審査があります。)

制度融資借換対応一覧表

下記対応制度については、借換による一本化が可能です。

借換前 \ 借換後	地方創生特別融資経営改善貸付		中小企業経営支援借換対応特別融資
	新型コロナウイルス感染症対応要件	平常要件	
長岡市地方創生特別融資	○	×	×
長岡市中小企業振興資金	○	○	×
長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金	△	△	○
長岡市小口零細企業保証制度資金	○	○	×
長岡市中小企業高度化資金	○	○	×
長岡市中小企業資金繰り円滑化借換対応特別融資	△	△	○

※△とあるものについては金融機関等の審査の上、認められた場合のみ借換が可能となります。

※下線があるものは新規受付していない制度です。

※上記に記載のない制度については借換対象外となります。

中小企業者・小規模企業者の定義

- ・長岡市中小企業制度融資は下記のような中小企業者等を対象としています。
- ・各制度ごとに条件が異なりますので、各制度の対象者をご確認ください。

＜中小企業者＞（中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は同項第2号該当者）

下記資本金か従業員数どちらか一方を満たす法人または個人

業種	資本金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 ※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

＜小規模企業者＞（中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号該当者）

下記の従業員数に該当する法人または個人

業種	従業員数
製造業等	20人以下
商業・サービス業	5人以下
宿泊業・娯楽業	20人以下
事業協同小組合	—
協同組合	20人以下
企業組合	20人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

長岡市中小企業制度融資のお問い合わせ

〒940-0062

長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階

長岡市 商工部 産業支援課 TEL 0258-39-2222

長岡市 商工部 産業立地・人材課 TEL 0258-39-2298

※融資のご相談、お申込みについては各取扱金融機関へお願いします。